

富里市

第40号 令和2年1月

発行 富里市農業委員会

農業委員会だより

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1 TEL 0476(93)6494(直通)

富里市ホームページ <http://www.city.tomisato.lg.jp>



次世代につながる農業を！

立沢新田(太木)で農業を営む柳田政雄さんご家族を紹介します。

柳田さんは3.1ヘクタールの畑で主に西瓜・人参を作付けされています。奥様の智子さんと25歳で結婚、これを機に就農し、農業士を経て3年前からは指導農業士として活躍されています。

昨年は台風15号・19号、大雨と災害が相次ぎ、育苗ハウスや出荷間際の人参が水に浸かるなどの被害があり大変だったそうです。「うちはまだ被害が少なかったほうです」とおっしゃっていました。取材に伺った日は人参の出荷作業の真っ最中で、また、富里人参が天皇陛下の即位に伴う「大嘗祭」で供えられる特産物「庭積の机代物(にわづみのつくえしろもの)」として選ばれたため、取材の前日に代表として柳田さんが宮内庁に納める行事に出席してきたと嬉しそうにお話ししてくださいました。

娘の麻美さんのご主人の酒井翔太さんが1年ほど前に新規就農して現在奮闘中。今後の抱負をお聞きすると、若者目線で新たな作物の作付けのチャレンジも視野に入れて、家族で力を合わせてがんばっていききたいとのこと。2歳になる孫の結楓ちゃんのピースサインに、みんなで目を細める優しい表情がとても印象的なご一家でした。

新春のごあいさつ

富里市農業委員会 会長 藤崎 芳久



明けましておめでとうございます。

日頃より、当委員会活動に対する御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨年に相次いで発生しました台風15号・19号、さらには大雨により、被害にあわれた農業者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

私ども農業委員会においても被害状況調査をしましたが、ビニールハウスの全壊などにより、これから最盛期を迎えるはずのトマトや抑制スイカ、その他の作物や施設に甚大な被害を被り、市の調査では被害総額は45億8千9百万を超えるものとなりました。富里市の基幹産業である農業ですが、異常気象に伴う災害が

増え、私たちが営農していくには、非常に厳しい状況にあると痛感しております。

さて、農業委員会は農業委員8名と農地利用最適化推進委員12名の20名体制で運営されておりますが、本年7月で任期満了を迎え改選となります。残された任期も委員一丸となり、富里市農業の発展に寄与し、農業者の皆様のお力添えができるよう活動して参ります。本年も、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

委員会活動報告

農業委員会視察研修

農地利用最適化推進委員 田上 友子

令和元年10月4日、東京ビックサイトサイトにて開催された「食品開発展2019」へ日帰り視察研修を行いました。「食品の機能性(健康)美味しさ、安全性情報を一堂に!」をテーマとして、国内外より食品素材・製造技術・品質管理技術の主要企業550社以上の出展があり

ました。

様々な産業において技術の進歩は非常に目まぐるしく、瞬きする間にその姿、耳にする言葉全てが、まるで浦島太郎にでもなったかのように感じることもさえます。この食品の開発においても例外ではありません。

まず、食品、口から味わって食する物を形にするために一番目についたのは粉末状の物です。ほとんどの企業で試食に用いているのは粉末でした。ある企業はジュースやお茶などのドリンクに、また他では甘いチョコレートやゼリー等、ラーメンのスープに化わる物もありました。

見た目はどれも様々な色、香りがありますが、素は全て粉末から形を変えていました。この粉末になる素の食材は何か?それも様々ではありましたが、企業が研究を重ね野菜・フルーツ・海藻そして肉類等の天然自然食品を粉末にしてみました。

また、この食品に対し、安全性の表示にアレルギー表示はもちろん、別の意味のひとつとしてハラル認証という表示が目にとまりました。「ハラル」とも呼ばれ、イスラム教の戒律により調理製造さ



れた食品であることを証するものです。
また、厚生労働省食品衛生法登録機関である食品環境検査センターでは、希望により食品中残留農薬分析も行っています。
このように、これからの食品は美味しさだけでなく、安全性を重視し、私たちの食卓に美味しく香り良く、主婦にとつては手間やコストもカットした何より安全な食品を提供してほしいと強く感じました。

印旛香取ブロック別合同研修会

農地利用最適化推進委員 野島 勇志

令和元年10月25日、栄町のふれあいプラザさかえ文化ホールにて、農業委員と農地利用最適化推進委員の合同研修会が行われました。

はじめに、農地法4条・5条の講義がありました。ここでは、農地転用に関して、転用可能な農地、転用できない農地の立地基準、転用後の運用の是非、農地造成の審査基準を学びました。

次に「人・農地プラン」「農地中間管理機構」の講義がありました。「人・農地プラン」とは農業者が話し合いに基づき、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるものです。富里市においては、高松地区が策定をしています。このように、地域の話し合いに基づいたプランが既に作成されている地域がある一方で、話し合いに基づいていないものもあるようです。要因としては、制度内容が正しく伝わっておらず、後継者のいない将来農地の貸し手となる農家が、土地を奪われてしまうと誤解してしまった経緯があるとのこと



遊休農地調査の様子
(8月～9月)



台風15号によるハウス被害
(十倉地先)

農業委員会では、農地の違反転用の早期発見や遊休農地の実態などを把握するため、市内の農地パトロールを実施しています。また台風15号・19号・大雨は、富里市に甚大な被害をもたらしました。農業委員会も被害状況の現地調査を実施しました。

農地利用状況調査及び 台風被害状況調査を実施しました

した。
農地利用最適化推進委員として、制度内容がしっかりと伝わるよう努めたいと思います。今後は、市・農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構が一体となって、「人・農地プラン」を核に「農地中間管理機構」を利用した農地の利用集積、集約化を推進していく方針となるそうです。



産業まつり

去る11月17日(日)に「富里市産業まつり」が開催されました。

まつり当日は、多くの方に来場いただきました。

また、農業委員会では農地等の相談コーナーを開設し、農地に関する様々な相談や、農業者年金制度への加入推進を行いました。

**しっかり積み立て！
がっちりサポート！
～安心で豊かな老後を～**



[愛称]

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！

老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！

☆国民年金第1号被保険者 ☆農業従事日数年間60日以上 ☆60歳未満の方なら
どなたでも任意加入でき、脱退、再加入も可能です。

自分の年金の財源を自らが積み立てる少子高齢化時代に強い安定した年金制度
終身年金で80歳までの保証付き



保険料は自分で決められ(月額2万～6万7千円)いつでも見直しOK

認定農業者などの担い手は保険料の
国庫補助が受けられる
(保険料は月額2万円で固定)

保険料は全額、社会保険料控除され
所得税・住民税が節税に

こんな時は農業委員会へ相談を…

「自分の農地だから、許可や届出などしなくても自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っていませんか。農地を売る、貸す、転用するときは農地法に基づく許可(市街化区域の場合は届出)が必要となります。

農地を売買、
貸借をするとき

3条申請

自分名義の土地
を転用するとき

4条申請

他人名義の土地を
買ったり、借りて
転用するとき

5条申請

◆農地を耕作目的で、売買したり貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。

◆なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者(耕作面積が申請地を含めて50a以上)でない場合には許可されません。

◆農地の転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林など農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て、県知事の許可が必要です。

◆転用申請では次のような審査をします。

- ①転用の目的は適正か
- ②転用の面積は適当か(必要最小限か)
- ③水利など必要な同意はあるか
- ④付近の農業に与える影響はどうか
- ⑤転用の目的は確実に実現できるかどうか
- ⑥該当地や他の所有地に違反転用はないか
- ⑦他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかどうか

☆農地の無断転用をなくしましょう

☆大切な農地は自分で守りましょう

☆農地を埋立てするには、事前の許可または届出が必要です。

～農地の出し手・受け手を募集中～

規模拡大したい担い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。農業からリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなど、貸したい農地がある方は、農地のある市町村または(公社)千葉県園芸協会にご相談ください。千葉県園芸協会が農地の受け手を探し、賃料の徴収、支払いを行います。希望する受け手がいる場合もお気軽にご相談ください。

詳細は農地のある市町村農政課または(公社)千葉県園芸協会までお問い合わせください。

(公社) 千葉県園芸協会 Tel 043-223-3011

相続等により農地を取得した場合には届出を!



農地法の改正により、農地を相続等で取得したとき、農業委員会への届出が必要になりました。相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。届出書の様式は農業委員会窓口のほか、富里市ホームページからもダウンロードできます。

例えば・・・相続したが地元を離れていて、自分では農地の手入れができない場合、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手をさがすなどのお手伝いをします。

安心して農地の貸し借りをしましょう

「農地の管理をどうしようか」という不安や「農地を借りて経営規模を拡大したいが」という意向をお持ちの認定農業者の方等は、農業経営基盤強化促進法に基づく契約（利用権設定）で貸し借りをすれば安心です。

この契約は期間が満了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。安易な口約束でトラブルにならないために、農業委員会の承認をうけて契約を結びましょう。

農業委員会では

農地基本台帳を管理しています

農地基本台帳は、所有農地及び小作地等を把握し、各種証明書の発行など、農業委員会業務全般の基礎となるものです。台帳は、農地法等の許可を得た農地の移動や貸借については農業委員会では台帳の整理を行います。また相続等によって農地を取得した人は農地のある農業委員会に届出が必要です。そのほか土地の分筆や世帯の変更などがあった場合には、ご本人からの申告をお願いします。

特に認定農業者等の方については経営規模面積等を正確に把握する必要がありますので、ご協力をお願いします。

◆◆◆編集後記◆◆◆

昨年秋の相次いだ台風の襲来により、本市でも家屋やハウスなどの農業施設、そして農作物に甚大な被害が発生しました。

また、長引く停電や断水は市民生活に大きな影響をもたらしました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、被災された農業者の1日も早い復旧をお祈り申し上げます。農地に関する質問やご要望は、お近くの農業委員または農地利用最適化推進委員にぜひご相談ください。

全国農業新聞

農業の最新情報満載

全国農業新聞を購読してみませんか

・発行日 毎週金曜日

・購読料 1ヵ月 700円(送料・税込)

お申し込みは農業委員会事務局まで